

# 『住みやすい地域づくり活動交付金』 【令和8年度交付申請書】の手引き

## 書類の提出について

提出書類	<p>① 令和8年度交付申請書      ② 交付申請書用チェックシート ③ 添付資料（該当する事業）      ④ 自治会総会資料等 1部</p> <p>※ 提出書類の控えが必要な場合は、後日の文書日に送付しますのでお知らせください。 ※ 申請書類等は庄内町HPに掲載しています。</p>
提出方法	<p>同封した透明のファイルに、 ① 記入者名 ②日中連絡が取れる電話番号 ③日中連絡が取れる時間帯 を記入し、提出書類をすべてファイルに入れて、下記提出先へお渡しください。</p> <p>※ 提出時には、中身の確認は行いません。不在の場合もありますので、相談で来庁される場合はあらかじめ、日程の確認（予約）をお願いします。</p> <p>※ 提出された書類は、職員が順次確認し、書類不備や確認事項があった場合は、ご連絡をさせていただきます。提出書類がすべて揃った時点で申請受理となります。</p>
提出先	<p>① 庄内町役場A棟3階 企画情報課 まちづくり移住係 ② 立川総合支所 総合支所係</p> <p>※ 上記のいずれかへ<u>ファイルごと</u>提出してください。 ※ 郵送・メールの提出も可。提出書類はメールに添付するか、持参・郵送してください。 (〒999-7781 庄内町余目字町132-1) (machizukuri@town.shonai.yamagata.jp)</p>
提出期間	<p>令和8年4月20日（月）～5月11日（月） 土日祝除く 8：30～12：00、 13：00～17：15 ※提出期間以外の場合は、ご相談ください。</p>

下記の電話・FAX・メールでの相談も可能です。

お問合せ	企画情報課まちづくり移住係 (役場A棟3階)	TEL 42-0162/FAX 42-0893 E-mail:machizukuri@town.shonai.yamagata.jp
------	---------------------------	---

## ◇ 目 次

---

### 《住みやすい地域づくり活動交付金》

◇ 制度の特徴 .....	P 1
◇ 自治会等の責務 .....	P 1
◇ 年間スケジュール .....	P 2
◇ Q&A .....	P 3
◇ 交付対象事業	
◆ 自治会等活動支援事業.....	P 4
◆ 街路灯・防犯灯整備事業 .....	P 4～P 5
◆ 自治会等史編さん事業 .....	P 5
◆ 民俗芸能備品整備事業 .....	P 5
◇ 交付申請書の記入例 .....	P 6
◇ 自治会等の総会資料「予算書」「決算書」への表記例 .....	P 7
◇ 汎用「予算書」「決算書」への表記例 .....	P 8
◇ 変更承認申請書の記入例 .....	P 9

# 《住みやすい地域づくり活動交付金》

## ◇ 制度の特徴

---

### 住みやすい地域づくり活動交付金とは…

新しい地方自治の確立に向け国や地方の役割が見直されるなか、自治会等における地域づくりにおいても、その個性と独創性を活かしながら、住民自らが参加し創造し、責任をもって行動するという住民自治の本旨に立ち、行政との協働体制を築いていくことが求められています。

そのために、町が自治会等へ「住みやすい地域づくり活動交付金」を交付し、町民のみなさんによる主体的なまちづくり活動や行政との協働の取組を推進するものです。

令和7年度は、114地区の自治会から申請があり、当初交付額は27,386,700円でした。

### 交付金の特徴は…

- (1) 交付決定後に **全額** を交付
- (2) 下記3事業の精算は翌年度の交付金で調整  
【①街路灯・防犯灯整備事業②自治会等史編さん事業③民俗芸能備品整備事業】
- (3) 事務手続きは基本的に年2回（要望時・交付申請と実績報告時）

## ◇ 自治会等の責務

---

- (1) 交付金は、適正で透明な執行が図られるよう自治会等の会計に繰り入れてください。
- (2) 交付金の交付申請及び実績報告の際には、総会資料を一部添付してください。
- (3) 総会資料の予算書及び決算書の収入欄には、P7を参考に、交付金名と金額を明示してください。総会資料によることが出来ない場合は、別途説明資料を添付してください。
- (4) 事業を行ったことが証明できる書類、帳簿、写真等は5年間保管してください。
- (5) この交付金で設置及び修繕した備品等については、備品台帳等を設置し適正に保管・管理してください。また、耐用年数が過ぎた備品等の処分は、自治会等で定めた備品規程等に応じて適切に処分してください。

## ◇ 年間スケジュール（予定）

時期（予定）	事務内容	担当
3月下旬	手続き等の案内、書類を発送します。	庄内町
4月17日以降	「世帯数」、「人数」のお知らせを発送します。	庄内町
4月20日から 5月11日まで	「令和8年度分の交付申請書」を <u>提出していただきます。</u> ※ 提出期限：5月11日（月）	自治会等
	4月20日から4月30日までの申請受理分 交付決定通知予定 5月15日 指定口座へ入金予定 5月25日	庄内町
	5月1日から5月11日までの申請受理分 交付決定通知予定 5月25日 指定口座へ入金予定 6月5日	庄内町
10月中旬頃	「令和9年度分の要望調査書」を発送します。	庄内町
11月上旬	「令和9年度分の要望調査書」を <u>提出していただきます。</u>	自治会等

※ 緊急を要する街路灯、防犯灯の修繕など年度途中で事業の変更が生じた場合は、必ず、事業実施前に企画情報課まちづくり移住係へ連絡をお願いします。その後、「変更承認申請書」を提出いただき、変更交付決定後に交付金を追加交付します。9ページ参照。（事前着工は該当になりません。）

## ◇ Q&A

### ■ 申請・実績報告について

Q	申請者の押印は必要か？	A	申請者の押印は不要です。
Q	訂正印は必要か？	A	提出書類を修正する際は、訂正印が必要です。
Q	交付申請書・実績報告書等の写しはもらえるか？	A	必要な場合は、後日の文書日で送付しますので企画情報課まちづくり移住係へお知らせください。
Q	様式をデータでもらえるか？	A	庄内町役場HPにデータを掲載予定ですので、ダウンロードしてご使用ください。

### ■ 共通事項について

Q	交付申請額に小数点以下の端数が生じたときは？	A	事業ごとの交付申請額に小数点以下の額があるときは、これを切り捨て、1円単位とします。
Q	総会資料は、何部提出するのか？ なぜ、総会資料が必要なのか？	A	総会資料は、1部提出してください。 町でもこの事業に際し、国の財政支援を受けており、申請及び報告の際、自治会等の予算・決算を明らかにする書類が必要となります。 また、交付金が、自治会等の予算に繰り入れられ、適正に執行されていることを確認するためです。
Q	総会資料を作成していない場合はどうすればいいか？	A	別途説明資料を添付してください。また、町で用意している様式をご利用いただいても結構です。
Q	電気料金請求内訳書は必要か？	A	令和8年度の交付申請から添付不要です。
Q	振込先を変更したい場合は？	A	交付申請時に振込先の通帳の写し（表紙及び表紙を開いたところ）をご提出ください。

### ■ 街路灯・防犯灯整備事業、自治会等史編さん事業、民俗芸能備品整備事業について

Q	当初申請しなかったものを、途中で追加できるか？	A	3事業（街路灯・防犯灯整備事業、自治会等史編さん事業、民俗芸能備品整備事業）のうち変更承認申請書を提出いただき追加出来る場合もありますが、昨年11月の要望調査で提出したものが優先されますので、事前に企画情報課まちづくり移住係にご相談ください。
Q	修繕工事等を変更申請前に実施した場合は、対象になるのか？	A	<b>事前着工は対象になりません。</b> 着工前に必ず企画情報課まちづくり移住係にご相談の上、申請してください。 また、 <u>当初申請分も決定通知が届いてから発注等をしてください。</u> （緊急の場合は個別にご相談ください。）
Q	業者は町外でも対象になるのか？	A	対象となりますが、できるだけ町内業者を利用してください。

## ◇ 交付対象事業

### ◆ 自治会等活動支援事業 (R8)

事業の内容	交付金の額等	交付申請書の添付書類	実績報告書の添付書類
自治会等が自主的に企画し実施する地域づくり等に関する事業	(4月1日現在) 世帯数 × 1,000円 + 人数 × 500円 + 基本額 50,000円  (清川地区、立谷沢地区は基本額に40,000円加算)	総会資料等事業の計画を確認できるもの(予算書含む)	総会資料等事業の実施を確認できるもの(決算書含む)

※ 世帯数及び人数は、4月17日以降に確定次第、会長さんへ通知します。

### Q&A R8 自治会等活動支援事業

Q	対象になる事業の具体例は？	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>自治会等が実施する行事全般</li> <li>防災備品等の購入や環境保全活動全般</li> <li>ごみステーション等の管理や施設整備全般</li> <li>街路灯・防犯灯電気料支払い など</li> </ul> 上記は一例ですが、自治会等の活動に関するものであれば、各自治会の実情に応じて交付金をご活用ください。
Q	事業で過不足が生じた場合は？	A	活動等ができず、余剰金が出た場合は、返還を求めません。 交付金が不足する場合も、追加交付はありませんので、計画的な活用をお願いします。

### ◆ 街路灯・防犯灯整備事業 (R8)

事業の名称及び内容	交付金の額等	交付申請書の添付書類	実績報告書の添付書類
自治会等が管理する街路灯又は防犯灯を新設、灯具交換(LED化)、修繕又は撤去する事業（修繕又は撤去は、事業費が <u>1基につき1回2万円以上</u> の場合に限る。ただし、災害等の同一の原因による修繕又は撤去は、事業費の合計が1回2万円以上の場合を含む。）	事業費の10分の8以内の額とする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>見積書(写)</li> <li>位置図(申請時に場所が未定の場合は、実績報告時に添付)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>領収書(写)</li> <li>写真(同じ位置から撮影した施工前と施工後)</li> <li>位置図</li> </ul>

## Q&A R8 街路灯・防犯灯整備事業

Q	交換する場所が決まっていない場合、位置図の提出は必要か？	A	位置図は、R8 実績報告時にご提出いただいてもかまいません。
Q	防犯灯1基の灯具交換が、13,000円だった。対象になるか？	A	灯具交換は、修繕になりますので、 <u>1基につき2万円以上の場合のみ対象になります。</u> ただし、蛍光灯からLED灯への灯具交換は、金額に関わらず対象になります。
Q	年度途中で破損や点灯不良により修繕が必要となった。対象になるのか？	A	緊急を要するものは、変更申請が出来る場合があります。事前に必ずまちづくり移住係へご相談ください。 <u>事前着工は対象になりません。</u>
Q	街路灯・防犯灯整備事業の交付金はR8～R10の3年間と聞いたが、その後はどうなるのか？	A	R8～R10の3年間の予定でR11からは一本化を検討しています。自治会等でLED化が未実施の場合は計画的な整備をお勧めします。

## ◆ 自治会等史編さん事業 (R8)

事業の内容	交付金の額等	交付申請書の添付書類	実績報告書の添付書類
自治会等史を編さんする事業	印刷製本費の2分の1以内、100万円を限度とする。	・見積書等(写) ・配布内訳	・領収書(写) ・完成品の写真

※ 完成した自治会等史は、13部寄贈をお願いしています。まちづくり移住係へお持ちください。(内訳は、国立国会図書館\*2、県立図書館\*2、町立図書館\*3、分館\*1、まちづくりセンター\*1、町議会\*1、町総務課\*1、町社会教育課\*1、町企画情報課\*1です。)

## ◆ 民俗芸能備品整備事業 (R8)

事業の内容	交付金の額等	交付申請書の添付書類	実績報告書の添付書類
自治会等(自治会等で組織する民俗芸能保存伝承団体等を含む。)が実施する民俗芸能に係る衣装、備品等を整備する事業	事業費の2分の1以内、100万円を限度とする。	・見積書等(写) ・修繕の場合、修繕前の写真 ・新規の場合、カタログ(写)等	・領収書(写) ・完成写真

※ 宗教(神事)に係る経費、衣装のクリーニング等の経常的な活動経費は、対象になりません。(衣装、備品等の購入、修繕費等が対象)また、“〇〇神社”“〇〇寺”等、宗教と関係あることが記載されるものも対象外です。(政教分離原則)

## Q&A R8 民俗芸能備品整備事業

Q	3つの自治会等が合同で購入する場合は、対象になるか？	A	事業費が重複しないように、自治会ごとに申請していただければ対象になります。
---	----------------------------	---	---------------------------------------

# ◇ R8 交付申請書の記入例

※様式は HP に掲載

様式第1号（第4条関係）

令和8年4月〇日（提出日）

庄内町長 富樫 透 殿

申請者 住 所 庄内町〇〇〇  
自治会等名 〇〇〇〇  
代表者氏名 会長 〇〇

押印は不要

## 住みやすい地域づくり活動交付金交付申請書

令和8年度において住みやすい地域づくり活動交付金を次のとおり交付されるよう、庄内町住みやすい地域づくり活動交付金交付要綱第4条の規定により、関係書類を添えて申請します。

交付申請額（100円未満切捨て）	250,900 円	①
前年度調整額（100円未満切捨て）	△9,000 円	A
差引額	241,900 円	①+A

事業名	申請内容	率	申請額
(1) 自治会等活動支援事業	4月1日現在（1,000円×60世帯）＋（500円×192人）＋（基本額50,000円）＝206,000円	/	206,000円
(2) 街路灯・防犯灯整備事業	事業内容 街路灯LED灯具交換 @28,100×2基 計 2 基 事業費 56,200 円	8/10	44,960円
(3) 自治会等史編さん事業	事業内容 印刷製本費 円	1/2	円 (100万円限度)
(4) 民俗芸能備品整備事業	事業内容 事業費 円	1/2	円 (100万円限度)
合 計 (1円単位)			250,960円

交付申請額（100円未満切捨て）	①	250,900円
------------------	---	----------

備考 「交付申請額」は、合計の額から100円未満の額を切り捨てた額を記載ください。

# ◇ 自治会等の総会資料「予算書」「決算書」

**参考例**

## 令和〇年度 予算(決算)書

### 収入の部

(単位：円)

科目	本年度	前年度	比較	摘要
1 会費				
2 交付金 補助金				住みやすい地域づくり活動交付金 241,900 円 (交付額 250,900 円 + 前年度調整額△9,000 円)
合計				

「住みやすい地域づくり活動交付金」の  
名称と「金額」を明記してください。

### 支出の部

科目	本年度	前年度	比較	摘要
1 会議費				
2 事業費				①運動会 ②子供会事業費補助 ③老人クラブ事業費補助 ④夏祭り ⑤グラウンドゴルフ大会
3 営繕費				①公民館屋根補修 ②防犯灯 LED 灯具交換【 <b>交付金事業</b> 】 ③ごみステーション床張替
4 電気料				①公民館電気料 ②街路灯・防犯灯電気料
5 敬老会				
合計				

以上、収入の部・支出の部の差引き残金無し。

# ◇ 汎用「予算書」「決算書」

## 参考例

※ こちらで用意している様式です。総会資料に内訳を記載することができない場合等にご活用ください。

### 令和○年度 ○○町内会 予算書

〈収入の部〉

項 目	金 額	内 容
交付金及び補助金	100,000	庄内町住みやすい地域づくり活動交付金
町内会会計より	55,000	
合 計	155,000	

〈支出の部〉

項 目	金 額	内 容
自治会等行事	80,000	夏祭り
維持管理	75,000	クリーンデー、側溝掃除
合 計	155,000	

収支差引残高 0 円

### 令和○年度 ○○町内会 決算書

〈収入の部〉

項 目	金 額	内 容
交付金及び補助金	100,000	庄内町住みやすい地域づくり活動交付金
町内会会計より	63,500	
合 計	163,500	

〈支出の部〉

項 目	金 額	内 容
自治会等行事	80,500	夏祭り
維持管理	83,000	クリーンデー、側溝掃除
合 計	163,500	

収支差引残高 0 円

※年度途中で事業の追加や変更が生じた場合に提出いただく書類です。(事前着工不可)

## ◇変更承認申請書の記入例

※様式は HP に掲載、

令和 8 年〇月〇日 (提出日)

住所 庄内町〇〇〇〇〇  
 自治会等名 〇〇〇〇  
 代表者氏名 会長 〇〇 〇〇

住みやすい地域づくり活動交付金**変更**承認申請書

押印は不要

令和 8 年 月 日付け…について、下記のとおり変更したいので、…申請します。

記

例)  
 当初申請 2 基 対象経費 56,000 円  
 追加分 1 基 対象経費 28,000 円  
 計 3 基 84,000 円  
 と変更する場合

### 1 変更する事業の名称並びに変更の理由及び内容

変更する事業の名称	街路灯・防犯灯整備事業	
変更の理由	交差点の防犯灯が老朽化により点灯不良状況にあり、事故防止のため、LED 灯具交換を1基追加する。	
変更の内容	変更前	変更後
	事業内容 LED灯具交換 @28,000×2基 対象経費 ① 56,000 円	事業内容 LED灯具交換 @28,000×3基 対象経費 ② 84,000 円

### 2 交付決定額及び変更後の交付申請額

区分	変更前の交付決定額	変更後の交付申請額	差引額
変更する事業	① ×8/10 (率) 44,800 円	② ×8/10 (率) 67,200 円	22,400 円
事業の合計	212,884 円	235,284 円	22,400 円
全事業の合計 (100円未満切捨て)	212,800 円	235,200 円	22,400 円

決定通知書の額になります。

